

大台町議会基本条例の概要

章	条番号	条文	解説	具体的活動や取組等	実施（済）状況	備考
前文		<p>住民が自治体の長及び議会の議員を直接選挙するという二元代表制の下、町民の代表として選ばれている議員と町長は、それぞれが町民の負託にこたえる責務を負っている。議会が町民の代表機関として、地域における民主主義の発展と町民福祉の向上のために果たすべき役割は、将来にかけてますます大きくなる。特に地方分権の時代にあって、自治体の自主的な決定と責任の範囲の拡大や町村合併による財政支援の段階的縮小等が進む中で、町が策定する総合計画の諸施策の実現のために、議会は、その持てる権能を十分に駆使して、自治体事務の立案、決定、執行及び評価（監視）における論点及び争点を広く町民に明らかにする責務を有しております、これらの論点及び争点を見極め、公開することは討論の広場である議会の第一の使命であると考える。</p> <p>私たちは、このような使命を達成するためにこの条例を制定し、地方自治法の遵守とともに、積極的な情報の公開、政策活動への多様な町民参加の推進、議員間の討議の展開、町長等の行政機関との持続的な緊張の保持、議員の自己研さんと資質の向上、公正性と透明性の確保、議会活動を支える体制の整備等について、この条例に定める議会としての独自の議会運営のルールを遵守及び実践することにより、町民に信頼され、存在感のある議会を築いていきたい。</p>			<p>地方分権・・・国の権限や財源を地方自治体（県・市町村）に移したり、国から地方に対する関与を廃止及び縮小したりすることで、住民に身近な行政ができるだけ住民に近い方が行うことができるよう、行政の仕組みを変えていこうとする考え方です。</p>	
第1章 総則	1	<p>（目的） この条例は、分権と自治の時代にふさわしい議会及び議員の活動の活性化と充実のために必要な議会運営の基本事項を定めることによって、町政の情報公開と町民参加を基本とした住みやすいまちづくりの実現に寄与することを目的とする。</p>	<p>議会及び議員としてのあり方や仕事を明文化することによって、議会や議員としての活動が活性化し、それが「住みよいまちづくり」の実現につながります。</p>	<p>議会及び議員の基本理念 (あるべき議会及び議員のすがた)</p>		
第2章 議会及び議員の使命と政治倫理	2	<p>（議会及び議員の使命） 議会及び議員は、分権と自治の時代にふさわしい機関として求められる役割機能を十分に果たし、二元代表制の充実と町民が主体の自治の観点から、政策をめぐる立案、決定、執行及び評価（監視）における論点及び争点を明確にし、地方自治の実現を図ることを使命とする。</p>	<p>執行権を持つ町長は、分権改革による自治の強化を受け、さらに町民の自治の拡充に向けた町民参加施策を展開して、積極的な行政運営の転換を図っています。一方の議会及び議員の役割は、明確化されておらず、必ずしもその使命を十分果たしてきたとは言えないことから、議会及び議員が政策をめぐり関わる基本的な事項とその使命を明確に規定しました。</p>	<p>議会及び議員としての務め</p>		<p>二元代表制・・・（町政を行う）執行機関の町長と（町の意思を決定する）議事機関である町議会議員をそれぞれ町民の皆様が直接選挙で選ぶ制度です。国会は議院内閣制といいます。</p>

大台町議会基本条例の概要

章 番 号	条 文	解 説	具体的活動や取組等	実施（済）状況	備 考
第2章 議会及び議員の使命と政治倫理	(議員の政治倫理) 議員は、町民全体の代表者として議会の役割を十分果たすため、その倫理性を常に自覚し、自己の地位に基づく影響力を不正に行使し、町民の疑惑を招くことのないよう行動する。 2 議員の政治倫理等に関する必要な事項は、大台町議會議員政治倫理条例（平成25年大台町条例第24号）で定める。	政治をするための議員の道徳（モラル） 議員の活動は多様であり、政治倫理の判断は単純でないものの、特に議員の地位を悪用した不正な口利き等をしないことを規定しました。	・大台町議會議員政治倫理条例（平成25年大台町条例第24号）を制定します。 ・職務の公正な遂行を妨げる働きかけを未然に抑止する効果を期待するとともに、行政の適切な対応による職務の公正を期するため、職員が職務に関し職員以外の外部の者又は当該職務に何らの権限を有しない他の職員から働きかけを受けた場合には、その状況を的確に記録し、内容を公開する事を基本とした「取扱要綱」等の制定を町に要望（決議）します。	実施 実施	大台町議會議員政治倫理条例(抜粋) 第2条 【解説】 議員が遵守すべき政治倫理基準の具体的項目を規定します。 (1) 町民の信頼を損なう行為の禁止 (2) 町が行う許認可等の処分等に関して特定の個人、企業、団体に有利、不利となるように職員に働きかける行為を禁止します。 (3) 地方自治法では、議員本人の兼業禁止を規定していますが、ここでは議員の配偶者や2親等以内の親族が経営する企業や個人商店でも、実質的に議員がその企業等の経営に関与している場合は、議員は地方自治法の趣旨を尊重し、町との契約等に関し、疑惑を持たれないよう努力することを規定します。 (4) 議員は、補助金の予算に係る議会の議決に関与することから、町から補助等を受けている団体の長に就任しないよう努めることを規定します。 (5) 町職員の採用候補者試験や昇格、人事異動に関して、議員の地位による影響力の行使を禁止します。
第3章 議会及び議員の活動原則	(議会の活動原則) 議会は、公開性、公正性、透明性及び信赖性を重んじた町民に開かれた議会、町民参加を不断に推進する議会を目指して活動する。 2 議会が、議員、町長、町民等の交流と自由な討論の広場であるとの認識に立つて、前項の規定を実現するため、この条例に規定するもののほか、大台町議会会議規則（平成18年議会規則第1号）の内容を継続的に見直す。 3 議会は、多様な討議を開催するため必要に応じ委員外議員を含めた委員会活動の充実強化を図る。 4 議会は、ホームページを利用して、会議の日時、議案等を事前に公表する。 5 議長は、町民が議会の審議内容をわかりやすく傍聴できるよう、傍聴者に議案の審議に用いる資料等を提供し、町民の傍聴意欲を高める議会運営をする。	議会の活動原則を、次のとおり6項目規定しました。 ①町民に開かれた議会、町民参加を不断に推進する議会 ②議会の活動原則を担保するため、継続して会議規則を見直す。 ③少人数の委員会の活性化と討議の充実を図る。 また、1年1件以上の所管事務調査を実施し委員会活動の強化を図る。 ④各種会議の事前公表 ⑤傍聴者への資料提供と意見聴取等、傍聴意欲の高揚	・議会の活動目標 議会がじっくり協議するための議員提案の場を設ける。 普段、町民の皆様や議員が思っている疑問や提案を議会のテーブルに載せるため、議員と議長との非公式な懇談の中で、協議が必要な課題を議長が抽出し、全員協議会に諮りながら、所属委員会で調査、研究を進め政策提案をします。 ・会議規則を継続的に見直します。 ・委員会は、必要に応じ審査又は調査中の事件について、原則、委員でない議員の出席と発言を認めます。（会議規則68 委員外議員の発言） ・日程表、議案一覧表、一般質問通告内容をホームページにおいて事前公開をします。 ・防災行政無線での日程の周知をします。 ・傍聴者も議員や説明員と同一の会議資料がなければ審議内容等がわからないことから、会議における議案書・資料を配付・貸出します。（議会終了後、支所及び出張所の閲覧用として利用） ・傍聴者に対して感想、提案、一般質問の内容についての評価等のアンケートを実施します。	実施 実施 平成23年3月～実施 平成24年3月～実施（原則5部先着） 平成25年9月～実施（回答を傍聴席に掲示）	 

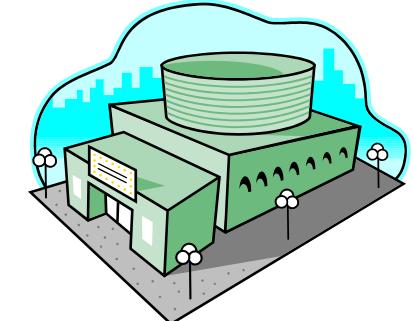
大台町議会基本条例の概要

章 番 号	条 文	解 説	具体的活動や取組等	実施（済）状況	備 考
第3章 議会及び議員の活動原則	<p>6 議会は、会議を定刻に開催する。なお、会議を休憩する場合には、その理由及び再開の時刻を傍聴者に説明する。</p> <p>7 傍聴に関し必要な事項は、大台町議会傍聴規則（平成25年議会規則第1号）で定める。</p> <p>8 議会は議会の運営に関し協議及び調整を行うため、月に1回以上、全員協議会を開催する。全員協議会に関し必要な事項は、大台町議会全員協議会規程（平成22年議会訓令第1号）で定める。</p> <p>9 議会はこの条例の実効性の確保のため、1年1回以上、全員協議会において議会活動を見直し、議会報告と意見聴取会で報告する。</p>	<p>⑥規律ある議会の開催</p> <p>⑦時代に対応した傍聴規則に改める。</p> <p>⑧月1回以上の全員協議会の開催</p> <p>⑨この条例の具現化の検証と報告を行う。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・長い休憩の際の理由と再開予定時刻の説明をします。 ・禁止事項の多い傍聴規則を見直します。 (写真・録音の規制なし) ・月1回以上の全員協議会の開催により、議会運営や町長等からの案件を協議及び調整、議員研修会を実施します。 ・検証等見直しの結果を議会報告と意見聴取会で報告します。 	実施 実施 実施 実施	
5	<p>（議員の活動原則）</p> <p>議員は、議会が合議制の機関であることを十分に認識し、議員相互の自由な討議の推進を重んじる。</p> <p>2 議員は、町政の課題について、課題別、地域別等の町民の意見を的確に把握し、自己の能力を高める不断の研さんと努め、町民に選ばれた者としてふさわしい活動をする。</p> <p>3 議員は、個別的事案の解決だけでなく、町民全体の暮らしの向上を目指し、町政を総合的にとらえた活動をする。</p> <p>4 議員は、自ら1年1回以上、自らの議員活動を町民に知らせるため、議会報告広報誌の作成配布に努める。</p>	<p>議員の活動原則を、次のとおり4項目規定しました。</p> <p>①議会は、多数の議員による合議を重視する組織であり、役割を果たすため十分に議員間で討議をする。</p> <p>②町政の課題について、町民の意見等を把握し、資質向上に努め、自ら立候補して町民に選ばれた議員としてふさわしい活動をする。</p> <p>③個別的な事案の対応だけでなく、町政を総合的にとらえた活動をする。</p> <p>④各議員は、議会活動報告を掲載した広報誌の作成配布に努める。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・活発な討議による意見表明を期待し、「質疑」の後、必要に応じて「自由討議」を行います。 ・各種会合、懇談会への積極的な参加をします。 ・町民の皆様の意見集約と議員の自己研さんをします。 ・議員はホームページの開設に努めるほか、町のホームページの議員名簿へメールアドレスを記載します。 ・議会報告広報誌は、自分の議員活動を報告することにより、町民の皆様との接点を多く持つことができ、町民の皆様の声を町政に反映する機会を多くつくることができるから、発行に努めます。 	実施 実施 実施 実施	合議制 ・・・複数の人によって構成し、事を決定することで、これに対して一人によるものは独任制と言います。 

大台町議会基本条例の概要

章 番 号	条 文	解 説	具体的活動や取組等	実施（済）状況	備 考
第4章 町民と議会の関係	<p>(町民参加及び町民との連携) 議会は、議会の活動に関する情報の公開を徹底し、説明責任を十分に果たし、地域を熟知する町民と互いの情報を共有する。</p> <p>2 議会は、本会議、常任委員会、議会運営委員会、特別委員会、全員協議会等全ての会議を原則公開するとともに、町民が議会の活動に関心を持ち続ける事ができるような運営をする。</p> <p>3 議会は、参考人制度、公聴会制度等を十分に活用して、町民や学識経験者等の専門的及び政策的識見等を議会の討議に反映させる。</p> <p>4 議会は、請願及び陳情を町民による政策提案と位置づけ、審議においては、提案者の意見を聞く機会を設ける。</p> <p>5 議会は、町民、町民団体、NPO等との意見交換の場を多様に設け、議会及び議員の政策能力を強化し、町民と議会が積極的に政策提案できるような連携を目指して、政策提案の拡大を図る。</p> <p>6 議会は、町民に対し、各議員の選挙公報等における公約の実現性、議案等に対する議員個々の採決態度を公表する等、議員の活動を的確に評価ができる情報を提供する。</p> <p>7 議会は、町民の参加と連携を高める方策として、全議員出席のもと、町民に対し説明責任を果たす議会報告と意見聴取会を1年1回以上開催し、広く町民の意見を聴取して議会活動に反映させる。</p>	<p>町民の参加と取り組みを、次のとおり7項目規定しました。</p> <p>①町民に対し議会の活動を公開し、説明責任を果たすとともに、互いに情報を共有する。</p> <p>②議会の会議は基本的に全て公開して、町民が関心を持ち続ける事ができる議会運営にする。</p> <p>③議会の調査や審査等においては、参考人、公聴会制度等を活用し、町民及び専門家や学識経験者等の意見等を踏まえた運営を図る。</p> <p>公聴会制度を利用する場合、実施の手続きに時間を要するため、今後は委員会付託や通年議会の検討も必要となる。</p> <p>④請願や陳情を、町民からの政策提案と位置付け、内容を聞く機会を設ける。</p> <p>⑤議会は町民や町民の団体等と意見交換を行い、政策能力を高めて町民と議会が連携して政策提案をする。</p> <p>⑥選挙時に公約等を有権者に周知し、併せて選挙に関する関心を高めるため、選挙公報の発行を町選挙管理委員会に要望する。</p> <p>また、議会は、選挙公報等の実現性や議案に対する議員個々の採決態度等を公表し、町民が議員の活動を評価できる情報の提供をする。</p> <p>⑦町民の参加と連携を高めるため1年に1回以上議会報告と意見聴取会を開催して、意見を聞き、それを議会活動に反映させる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・会議録検索システムにより、定例会及び臨時会の会議録を公開します。 ・委員会の傍聴を、委員長の許可制から、本会議同様に「公開」とします。(資料も5部先着配布) ・委員会の運営において、参考人制度等を十分に活用するとともに、請願の審議においては、提案者の意見を聞く機会を設けます。 ・幅広く町民の皆様の意思を代表することのできる議員を目指し、町政及び議会活動の状況を町民の皆様に知らせ、直接町民の皆様の意見を伺い、自治に対する町民参加意識を拡大する目的で、各種団体等と出前懇談会をもち、意見交換をします。 (議会議員の出前懇談会開催要領による) ・議員の活動に対して町民の皆様の評価が的確になされるよう情報の提供に努めるため、重要な議案等に対する各議員の表決態度を公表します。(賛成、反対、退席、欠席) ・委員会別の調査活動報告や請願の審査結果、町提出議案の修正議決や否決、その他テーマを決めて議会の報告会を開催します。 (大台町議会(委員会活動)報告と意見聴取会開催要領による) 	<p>会議録検索 平成24年4月～実施実施</p> <p>委員会での意見聴取の推進 出前懇談会の開催実施</p> <p>各議員の採決の公表実施 平成25年3月議会～実施</p>	<p>参考人制度・公聴会制度・・・議会は、会議において、予算その他重要な議案、請願(町民の皆様が町政について意見や要望がある場合に議会に提出すること)等について公聴会を開き、利害関係者や専門家等から意見を聞くことができます。</p> <p>また、議会は、会議において、町の事務に関する調査又は審査のため、参考人(利害関係者や専門家等)の意見を聞くことができます。</p> 

大台町議会基本条例の概要

章 番 号	条 文	解 説	具体的活動や取組等	実施（済）状況	備 考
第5章 町長等と議会及び議員の関係 7	(町長等と議会及び議員の関係) 議会と町長は、それぞれの特性を活かし、緊張関係を維持しながら、政策をめぐる論点及び争点を明確にすることを常に意識して、町政にあたる。 2 議会及び議員は、一般質問等にあたっては目的を十分認識し、単に町長等への質問に終始することなく、政策提言等の討議も展開する。また、議長を除く議員は、一般質問を1年1回以上行う。 3 町長等は、一般質問の通告制の趣旨を重んじ、事前の答弁調整としてではなく、討議の充実を図る観点から、議会（質問議員）に対して事前に答弁内容を示すように努める。また、二次以降の質問については、回数を制限しない一問一答方式で行う。 4 議長から本会議、常任委員会、特別委員会等への出席を要請された町長等は、議員の質問等に対して議長又は委員長の許可を得て反問することができる。 5 議員は、二元代表制の充実と町民が主体の自治の観点から、法定以外の執行機関の諮問機関、審議会等の委員に就任しない。	<p>執行機関（町長等）と議会及び議員の関係を次のとおり5項目規定しました。</p> <p>①町長と議員は互いに町民から選挙されますが、国の議院内閣制とは違う町長の独任制と議会の合議制の特性を活かして、地方自治を充実させるため、町政の課題となる政策等をめぐって、検討を加え判定及び評価をする。</p> <p>②議会及び議員は、一般質問等にあたっては、目的を十分認識して、単に町長等に対する質問に終わることなく、政策提言となるような討議も展開する。また、議員は一般質問を1年に1回以上行います。</p> <p>③一般質問の通告制は、議長に対して行われるものですが、事前に町長等に質問の要旨を通知して、討議の充実等を図るため、町長等は1回目の答弁要旨を事前に議長を経由して質問者に配布するよう要請する。</p> <p>また、二次質問以降の質問については一問一答制とする。</p> <p>④議論を深めるために、町長等に反問権を与える。ただし、反問権は、質問の趣旨を問いただす範囲とする。</p> <p>⑤議員は、この条例の根幹をなしている二元代表制の趣旨を理解して、各種の法律で規定する以外は、町長等の付属機関等の委員等には就任しない。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・1年に1回以上は一般質問を行う。 ・一般質問については、政策議論や提言を取り入れ、1回目の答弁要旨を、一般質問開始時に質問者に配付し議論の充実を図ります。 ・所信表明の事前配布(一般質問の対象とする) ・一般質問において、質問及び答弁の議論の散漫防止と充実のため、二次質問以降の質問については一問一答方式を採用します。 ・町長等が、議長等の許可により議員の質問等に対して論点、争点を明確にするため、町長等に反問権を付与します。 ・執行機関は、その機関の事務について審査または調査を求めるため、審議会や委員会等の附属機関を設置しており、附属機関等は、執行機関の諮問的な性格を有しています。こうした政策立案の過程に議会議員が参加することは、執行機関の執行機能の一部をなすものであり、執行機関と議事機関の機能及び権限の分立の趣旨から鑑みれば、議員が審議会等の附属機関等の委員に就任することは適当ではないことから就任しないこととします。 	<p>実施 答弁要旨の配布 平成25年6月～実施</p> <p>平成27年3月から実施 実施</p> <p>実施</p> <p>法律の規定以外は、町長等の附属委員会の委員には就任しない。（決議） 平成25年6月</p>	<p>諮問機関・審議会・・・執行機関（町）が政策をしていく上で、町民の皆様や関係者、専門家から意見を聴く機関です。 それらの意見を参考に町が政策案を策定して、議事機関（議会）が決定します。</p> <p>令和2年11月11日 反問権のただし書き以降 追記</p> 

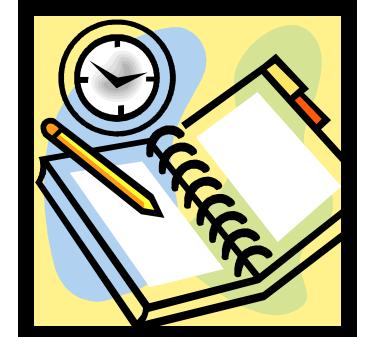
大台町議会基本条例の概要

章 番 号	条 文	解 説	具体的活動や取組等	実施（済）状況	備 考
第5章 町長等と議会及び議員の関係	(町長による政策形成過程等の説明) 町長は、議会に政策等（計画、事業、税・料金改正等）を提案するときは、内容をより明確にするため、次に掲げる形成過程の資料を提出するよう努める。 (1) 政策等の発生源 (2) 検討した他の政策等の内容 (3)他の自治体の類似する政策等との比較検討 (4) 総合計画等における根拠又は位置づけ (5) 関係ある法令、条例等 (6) 政策等の実施に関わる財源措置 (7) 将来にわたる政策等のコスト計算 (8) 税・料金等の改正における町民への影響 2 議会は、前項の政策等の提案を審議するにあたっては、政策等の適否を判断する観点から、立案、決定及び執行における論点及び争点を明らかにし、執行後における政策評価に資する審議を行う。	①町長に対して、議員が政策の適否を適正に判断できる資料の提供を8項目規定しました。 ②議会は、政策等の審議においては論点や争点を明示して、事業等の執行後による政策評価の基礎となるようにすることを規定しました。	・現在も提案前に全員協議会において、これらの資料は提供され、説明もされていますが、その内容項目を明記し、議会における検討、判定、評価をするための資料とします。	実施	
9	(予算及び決算における政策説明資料の作成) 町長は、予算及び決算を議会に提出し、議会の審議に付すにあたっては、前条の規定に準じて、分かりやすい施策別及び事業別の政策説明資料を提出するよう努める。 2 町長は、決算審査にあたって執行方針、予算等に基づいて行う行政評価及び事務事業評価について、説明資料を付して提出するよう努める。	①町長は、8条の政策等の提案と同様に、予算や決算の提案についても政策等の説明資料を提出することを規定しました。 ②町長は、決算審査にあたっては、できるだけ行政評価や事業評価の説明資料をつけるように規定しました。	・現在も予算について、これらの資料は提供され、説明もされていますが、決算審査についても、評価されたものを資料として提出してもらい審査資料とします。 ・3項の予算及び決算審査の質疑の原則通告制を廃止。（令和2年3月）	実施	

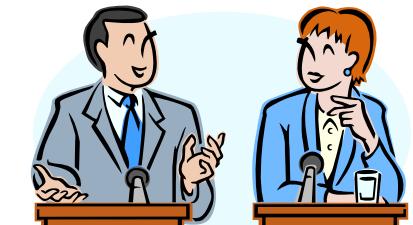
大台町議会基本条例の概要

章 番 号	条 文	解 説	具体的活動や取組等	実施（済）状況	備 考
第5章 町長等と議会及び議員の関係	<p>(議決事件の拡大)</p> <p>議会は、町政における重要な計画等を決定するにあたり、地方自治法第96条第2項の規定により、議会の議決すべき事件を次のように定める。ただし、軽微な変更を除く。</p> <p>(1) 大台町総合計画基本構想及び基本計画を制定、変更又は廃止すること。</p> <p>(2) 定住自立圏構想推進要綱(平成20年総行応第39号)に定める定住自立圏形成協定を締結すること並びに同協定の変更及び廃止することについて当該協定の締結相手に通告すること。</p>	<p>地方自治法の第96条第1項では、議会で最低限決めなければならない事項を規定していますが、第2項では、それら以外に重要なものは条例により決めることができるという規定により、現在、別の条例で規定しているものを議会基本条例の中に規定しました。</p>	<p>・現在も地方自治法第96条第2項の規定により議会の議決すべき事件を定める条例(平成24年6月15日条例第12号)として適用されており、議決事件とすべき必要な計画等があれば、追加します。</p>	<p>地方自治法第96条第2項の規定により議会の議決すべき事件を定める条例(平成24年6月15日条例第12号)は、この条例制定の際に廃止する。</p>	<p>総合計画・・・町が進むべきまちづくりの方向を見定め、それに向かって取り組んでいくための指針です。 定住自立圏構想推進・・・それぞれの市町村の自主性を尊重しながら、人口が5万人程度以上であること等、一定の条件を満たす中心市と、周辺市町村が連携及び役割分担を行うことで、地域の活性化を目指す取組みです。</p> 
					

大台町議会基本条例の概要

章 番 号	条 文	解 説	具体的活動や取組等	実施（済）状況	備 考
第6章 適正な議会機能	(議員定数及び議員報酬) 議員定数及び議員報酬は、それぞれ大台町議會議員の定数を定める条例(平成20年大台町条例第31号)及び大台町議會議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例(平成18年大台町条例第32号)で定める。 2 議員定数及び議員報酬の改正にあたっては、議会及び議員のあるべき姿をふまえ、町政の現状と課題、将来の予測と展望を十分に考慮するとともに、議会の機能を果たす役割を認識し、議員活動の評価等に関連して町民の意見を聴取するため、参考人制度、公聴会制度等を十分に活用する。	①議員の定数及び報酬は、現行のそれぞれの条例で定めることを規定しました。 ②議員定数と報酬については、大台町の議会や議員はどうあるべきかをふまえ、合議制の機関である議会の機能を十分果たす役割を認識して、町民等の意見を踏まえた議員定数や議員報酬の確立をしなければならないことを規定しました。	・議員の定数については、市町村合併により大幅に削減され、また、行財政改革等により、さらに減少しています。最近、全国的に再び削減の傾向にありますが、定数の適正数を把握することは困難であり、近隣市町や社会情勢の動向を見ながら検討します。 ・議員報酬については、今後、大台町議会としての使命の達成のために「大台町議会基本条例」の制定と実施に合わせて、定数や報酬についても大台町議会がどうあるべきかを検討していきます。その時は、町民の皆様や特別職報酬等審議会の意見をお聴きします。 ・長期離町、病気療養等により議員活動ができない場合の議員報酬の減額	実施 実施	
	(政務活動費) 政務活動費は、議員による政策研究、政策提言等が確実に実行されるよう、大台町政務活動費の交付に関する条例(平成25年大台町条例第37号)に基づき議員個人に対して交付する。 2 政務活動費の交付を受けた議員は、公正性、透明性等の観点に加え、その支出根拠が議会の議決を要する予算であることから、町民等から疑義が生じないよう、議長に対して証票類を添付した報告書を提出し、政務活動費による活動状況を町民に公開する。	①地方自治法を根拠とする政務活動費を、議員による政策研究や政策提言等が確実に実行されるよう、大台町政務活動費の交付に関する条例(平成25年条例第37号)により、必要な議員に対して支払いすることを規定しました。 ②政務活動費の支払いを受けた議員は、町民等から疑義が持たれないよう証書等の関係書類をつけて議長に報告し、政務活動費による活動状況を公開することを規定しました。	・町政に関する課題や問題点、監視機関である議会の役割に即したもの、また、町民の皆様の意思を代表し、実現させる政策形成に寄与する調査、研究、研修活動であるものに交付されます。また、その内容は政務活動を裏付ける客観的な証拠があり、活動の内容が説明できるもので、大台町政務活動費の交付に関する条例(平成25年条例第37号)により、活動実績によって交付され、その活動実績は公開します。	平成26年4月～交付	政務活動費・・・議員の調査研究活動に必要な経費の一部を町が助成するものです。

大台町議会基本条例の概要

章 番 号	条 文	解 説	具体的活動や取組等	実施（済）状況	備 考
第6章 適正な議会機能	13 (議員研修の充実強化) 議会は、議員の政策形成、立案能力等の向上を図るため議員研修を実施する。 2 議員は政務活動費等を活用して、自己研さんのために自主的に研修に努める。	①議会は、議員の政策形成や立案能力等の資質向上を図るため、議員の研修を実施することを規定しました。 ②議員は各自、積極的に研修に努めるものとしました。	・各種議会関連団体の開催する研修会へ参加することや大台町議会として研修会を開催していきます。 ・議員の自己研さんの上での研修については、政務活動費の活用もできます。	実施 実施	政務活動費により先進地視察や研修を促進する。 全国市町村国際文化研修所を活用
	14 (議長及び副議長志願者の所信表明) 議会は、議長及び副議長の選出にあたり、議会活動の方向性を明確にし、議会の透明性をより一層強め、議会の責務を強く認識して、町民と連携したまちづくりを進めるため、それぞれの職を志願する者に所信を表明する機会を設ける。	議員の任期満了による改選後等に、議長や副議長を選出する際は、今後の議会活動の方針を明確にすることや、議会の透明性を強化してこの条例の根幹である「二元代表制」の議会の責務を認識して町民と連携したまちづくりを進めるため、そのリーダー等となる議長及び副議長の選出（選挙）の際には、事前にそれぞれの職を志す者に所信を表明する機会を設けることを規定しました。 地方自治法での議長及び副議長の選出については、立候補の制度ではなく、全議員が候補者となるものです。 法的には、選挙の結果、立候補を表明しない議員が選出された場合、立候補の如何に関わらず選出された議員が議長及び副議長となります。	・議会活動の方向性を明確にし、議会の透明性をより一層強め、二元代表制の議会の責務を強く認識して、町民の皆様と連携したまちづくりを進めるための一助として議長及び副議長志願者の所信表明を本会議において行います。 なお、選挙においては地方自治法で定められている議長及び副議長選挙の方法を変更するものではなく、所信表明の有無にかかわらず、全議員が選挙権、被選挙権を有しています。 (大台町議会議長・副議長志願者の所信表明をする機会に関する実施要領による。)	平成26年2月～実施	
	15 (議会広報の充実) 議会は、町政に係る論点及び争点の情報を、議会独自の視点から、常に町民に対して周知する。 2 議会は、情報通信技術の発達をふまえた多様な広報手段を活用し、多くの町民が町政に关心を持つ議会広報活動を行う。	①議会は、町政全般にわたる論点や争点を、独自の視点で町民に対して周知することを規定しました。 ②第1項の情報を、インターネット等の多様な手段により、多くの町民が町政に関心を持つような議会の広報活動を行うことを規定しました。	・一般質問についてはケーブルテレビ（加入率ほぼ100%・行政番組放送）及び町のホームページ（インターネット）で録画放映します。 ・広報大台において、定例会後、議案の内容について2～4ページの報告を行います。	ケーブルテレビによる放映 平成18年～実施 ホームページによる放映 平成23年3月～実施	

大台町議会基本条例の概要

章 番 号	条 文	解 説	具体的活動や取組等	実施（済）状況	備 考
第6章 適正な議会機能	(議会事務局の体制整備) 議会は、議会及び議員の政策形成及び立案機能を高めるため、議会事務局の調査、法務機能の強化、執行機関の法務機能の活用、職員の併任等を考慮する。	議会や議員の活動を支えるため、議会事務局の調査や法務機能等の資質等の向上を強化することを規定しました。課題としては、職員数の問題（経費）があり、執行機関の職員を兼務する等の対応を考慮することを規定しました。	<ul style="list-style-type: none"> ・議会基本条例の公布に合わせて事務量が増加することから、現在、業者委託をしている定例会の会議録作成委託業務を、臨時会、委員会、全員協議会に広げ、それにより生まれた時間を調査や法務機能等の資質向上にあてます。なお、業者委託をするためには、録音性能を向上する必要があり、会議室の放送録音設備の整備が必要となります。 ・提案による条例等の発議については、執行機関の職員の協力を要請します。 	平成26年4月～実施 平成26年6月整備	
	(議会図書室の設置、充実及び公開) 議会は、議会図書室を設置及び充実するとともに、これを議員のみならず、町民及び町職員の利用に供する。	議員の政策形成や立案能力等の資質向上を図るため議会図書室の図書を充実するとともに、町民や職員が利用できる開かれたものとすることを規定しました。	<ul style="list-style-type: none"> ・図書の充実を図り、活用、公開を図ります。 (3階ロビーの利用) ・図書の選定にあたっては、標準的な図書や議員の要望を考慮して選定します。 ・政務活動費で購入した情報誌等のバックナンバーを設置し他の議員への情報提供や共有を図る。 	大台町議会図書室規程 議員の要望により設置 平成26年5月～ 平成27年2月～	
	(最高規範性) この条例は、議会運営における最高規範であって、議会は、この条例に違反する議会の条例、規則、規程等を制定してはならない。	① 議会運営における最高規範であることを規定しました。	・この条例は、議会及び議員の行動や判断の基準となるもので、最も上位のものです。	実施	
	(見直し手続) 議会は、必要に応じて、この条例の内容について議会運営委員会及び全員協議会において検討する。 2 議会は、前項による検討の結果、制度の改善が必要な場合は、この条例の改正を含めて適切な措置を講じる。 3 議会は、この条例を改正する場合には、本会議において、改正の理由及び背景を詳しく説明しなければならない。	<ul style="list-style-type: none"> ① 必要に応じて、この条例の目的が達成されているかを議会運営委員会及び全員協議会で検討することを規定しました。 ② 検討の結果、制度の改善が必要となった場合は、条例改正等の措置を講じることを規定しました。 ③ 町民への説明責任を果たすため、条例改正等の理由、背景を本会議において説明することを規定しました。 	<ul style="list-style-type: none"> ・見直しの際の手続きを規定します。 	基本条例検証(評価と課題) 基本条例の「議員活動」に関係する部分をチェックシートにより自己評価を行なう。 平成28年9月～実施	

附 則 1 この条例は、公布の日(平成25年10月)から施行する。

2 地方自治法第96条第2項の規定により議会の議決すべき事件を定める条例（平成24年大台町条例第12号）は、廃止する。」

附 則 (令和2年3月18日条例第1号) この条例は、公布の日から施行する。